

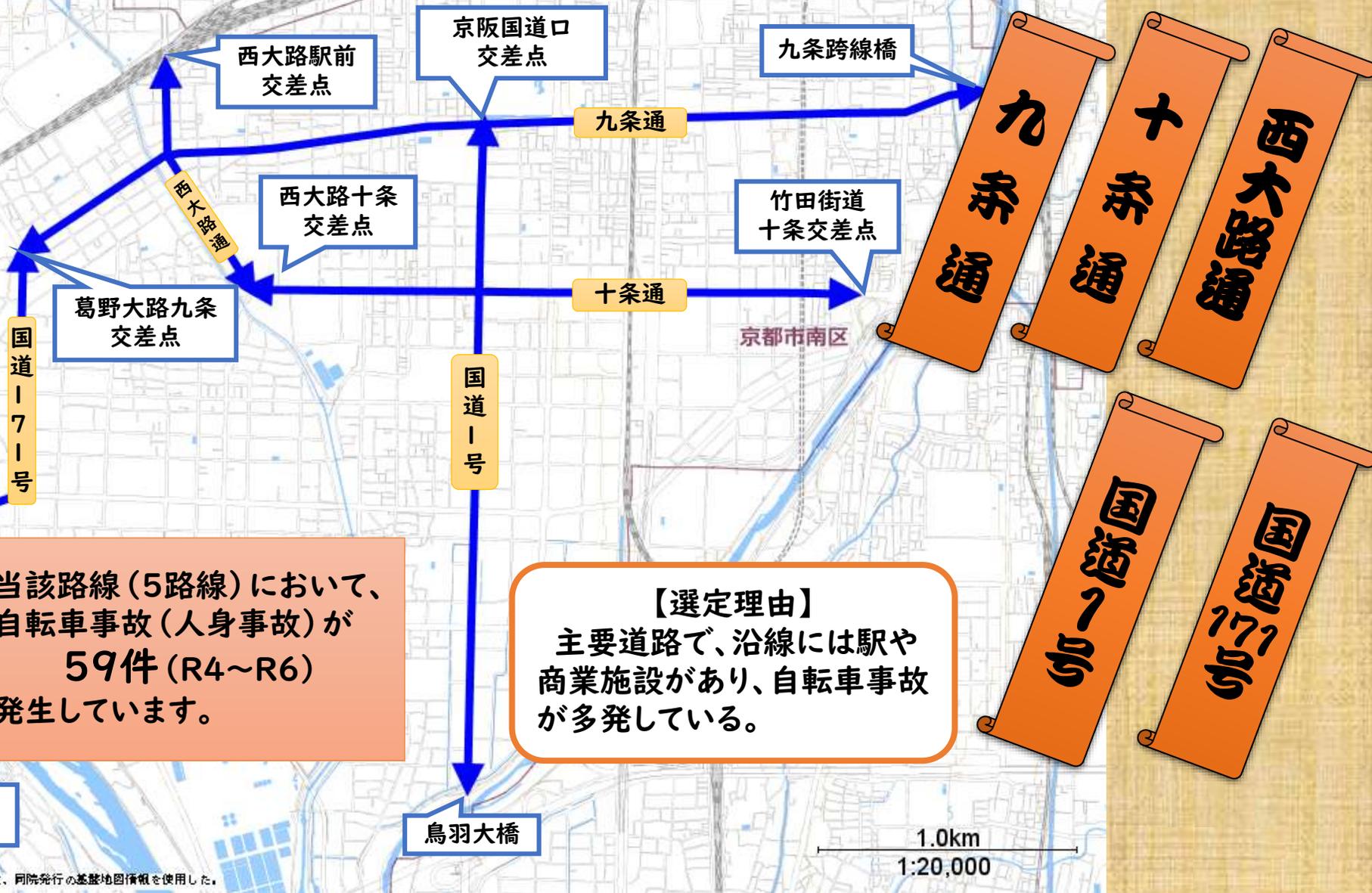
南警察署管内:自転車指導啓発重点路線

手配書



運転者の遵守事項不履行に該当します。

この路線に出没する妖怪
スマホ憑き
特徴:スマホに取り憑かれ、自転車の運転中にもスマホを見ており周りを見ていない。



当該路線(5路線)において、自転車事故(人身事故)が59件(R4~R6)発生しています。

【選定理由】
主要道路で、沿線には駅や商業施設があり、自転車事故が多発している。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。

自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用してね!



当該路線を
走行される方へ

この路線を自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 出会い頭の交通事故が多く発生しています。細街路から幹線道路に出るときには、車両だけでなく歩行者にも注意しましょう。特に、一時停止の標識がある交差点では停止線の手前で必ず止まり、安全を確かめなければなりません。
また、一時停止の標識がなくても、見通しの悪い交差点では安全を確認し、交通事故にあわないようにしましょう。
- ② 歩道は歩行者優先です。歩道を通行する場合は、徐行し、歩行者の通行を妨げそうな場合は一時停止しなければなりません。歩行者が多いときは自転車から降りて押して通行してください。
また、バス停付近を通るときは、乗り降りする人やバス待ちの人の動きに注意してください。



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。